

長崎市訓令第 16 号

長崎市事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 8 月 26 日

長崎市長 鈴木 史 朗



長崎市事務決裁規程の一部を改正する規程

第 1 条 長崎市事務決裁規程（昭和 41 年長崎市訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 第 5 項第 1 号の 5 を次のように改める。

(1)の 5 市長の特認事項の決定をすること。	○			
-------------------------	---	--	--	--

別表第 3 中第 8 号及び第 9 号を削り、第 10 号を第 8 号とし、第 11 号から第 15 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

第 2 条 長崎市事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 4 号の 2 中「、規則及び訓令」を削り、同号の次に次の 1 号を加える。

(4)の 3 規則及び訓令の制定、全部改正、一部改正又は廃止に関すること。	筆頭課 総務部総務課
---------------------------------------	---------------

別表第 3 第 5 号中「総務部総務課」を削る。

第 3 条 長崎市事務決裁規程の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 4 号の 2 を次のように改める。

(4)の2 条例、規則及び訓令の制定、全部改正、一部改正又は廃止に関する事。	筆頭課 総務部総務課
--	---------------

別表第3第4号の3を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定（別表第1第5項第1号の5の改正規定に限る。）

公布の日

(2) 第1条の規定（別表第1第5項第1号の5の改正規定を除く。）及び次項の規定 令和8年10月1日

(3) 第2条の規定及び附則第3項の規定 令和9年10月1日

(4) 第3条の規定及び附則第4項の規定 令和10年10月1日

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の長崎市事務決裁規程別表第3の規定は、令和8年10月1日以後にされる行政文書の公開並びに個人情報及び特定個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定の起案に係る文書から適用する。

- 3 第2条の規定による改正後の長崎市事務決裁規程の規定は、令和9年10月1日以後にされる規則、訓令及び要綱の制定、全部改正、一部改正又は廃止の起案に係る文書から適用する。

- 4 第3条の規定による改正後の長崎市事務決裁規程の規定は、令和10年10月1日以後にされる条例、規則及び訓令の制定、全部改正、一部改正又は廃止の起案に係る文書から適用する。